

資料 1 - 1

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

(平成 16 年 3 月 24 日現在)

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水 48 種の汚染物質及び 93 種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
15/ 8/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
15/ 8/ 5	厚 農	飼料添加物 リボフラビン
	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
15/10/ 6	厚	微生物 調製粉乳中のセレウス菌
15/10/ 8	厚	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
15/10/20	厚	添加物 ナタマイシン、ナイシン、亜酸化窒素、亜塩素酸ナトリウム
15/10/29	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、プリトロール、ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、ヘルシ-プラス 野菜 MIXゼリ-、ヒアロモイスチャー-S、ガイオ タガト-ス、稲から生まれた青汁、健康道場 おいしい青汁
	厚	農薬 エチプロール
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)、SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(-アマラーゼ)、SPEZYME FRED™(-アマラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼ A2)
15/11/12	農	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル、ボスカリド、ピラクロストロピン
15/11/21	厚	添加物 アセトアルデヒド、イソブタノール、2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、プロパノール
15/12/ 2	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌
15/12/15	厚	添加物 イソプロパノール
15/12/26	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド
16/ 1/19	厚	特定保健用食品 毎日海藻 海苔ペプチド、松谷のおそば、イソフラボンみそ、キュービーコントロール、タケダ健康園 TACC 茶、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント、ゴマペ茶
16/ 2/ 3	厚	農薬 フェンアミドン、オリサストロピン
16/ 2/13	厚	農薬 メトコナゾール
16/ 3/ 4	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 3/19	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤、プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 3/24	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品

注 1 : 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
16. 2.26 ~ 3.24	特定保健用食品 リセッタ 健康ソフト
16. 3. 4 ~ 3.31	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、オリゴメイト S-HP
16. 3. 4 ~ 3.31	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16. 3.18 ~ 4.14	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16. 3.18 ~ 4.14	特定保健用食品 チヤス低糖ヨーグルト、リポスル-、クエ-カーオートミール、ブレندي コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレندي コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレندي コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレندي コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー

注 2 : の案件についての意見募集は終了した。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシ、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダフロキサシ
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、イチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサバックエチル、ファミキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ピリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱈翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1ヨーグルト、グリコ ヨーグルトGCL1001
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装

注3： 印は食品安全委員会第38回会合(3/25)での食品健康影響評価結果を通知する予定。

その他

通知日	通知先	件名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準

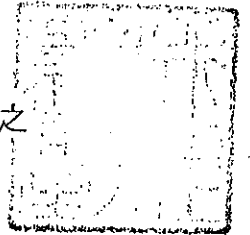
注4： 印は食品安全委員会第38回会合(3/25)で行われた決定を通知する予定。



15消安第7075号
平成16年3月19日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



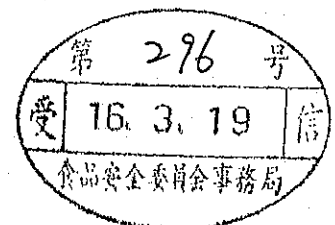
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

1. 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤（ビムロン）
2. プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー）
3. プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（ユニプリッド）

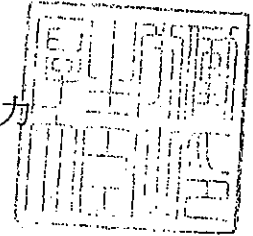


厚生労働省発食安第0319001号
平成16年3月19日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

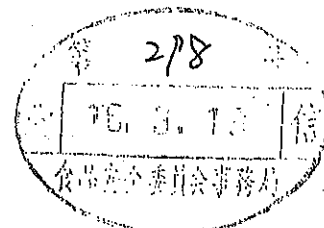
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年3月19日15消安第7076号及び15消安第7077号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年3月19日15消安第7075号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

インターフェロンアルファ

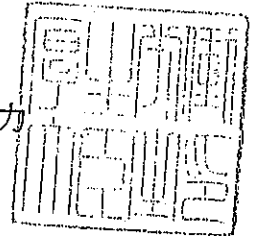


厚生労働省発食安第0319002号
平成16年3月19日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

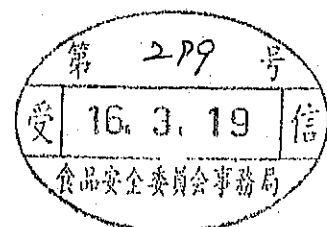
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年3月19日15消安第7076号及び15消安第7077号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年3月19日15消安第7075号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. プロゲステロン
2. 安息香酸エストラジオール



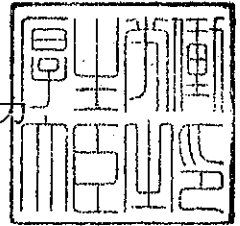
厚生労働省発食安第 0324001 号

平成 16 年 3 月 24 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品

